

緊急事態宣言解除後の教育活動等について

1 教育活動

○「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。

なお、校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会等）を実施する際には、マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を周知する。また、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行う。

○県外での活動（修学旅行を含む）は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。

なお、修学旅行については、キャンセル料を支援することから、感染状況を踏まえて実施の時期・場所等を適切に判断する。

○感染防止対策（県対処方針追記修正分）

[教育活動時]

- ・食事中は感染リスクが高まることから、マスクをはずしての会話は行わない。

[その他]

<児童生徒向け>

- ・進学のための受験や就職活動が本格化することから、日頃からの体調管理、感染防止対策等を改めて周知する。

<教職員・学校向け>

- ・早期の感染把握・拡大防止のため、全ての県立学校に配備した抗原簡易キットを適切に活用する。

2 部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。
 - ・活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（いきいき運動部活動（4訂版）等）。
 - ・部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認する。
 - ・学校関係者（教職員、部活動指導員、外部コーチ等）以外の者（保護者、OB等）の参加は、本県の緊急事態宣言解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）までは見合わせる。

- 県外での活動（※全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。以下同じ）及び合宿（県内を含む）は、緊急事態宣言等解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）までは見合わせる。

その後は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。

なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。

3 心のケア

- きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。

- ・SNS 悩み相談の活用を周知（相談時間：17時～21時）